

平成27年3月30日

一般社団法人
KEC 関西電子工業振興センター
会長 宮部 義幸 殿

近畿経済産業局 地域経済部
情報政策課長 石原 康行

マイナンバー制度の周知ご協力をお願い

平素は経済産業行政にご理解・ご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成28年1月1日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付番されるとともに、番号を記載したカードが、平成27年10月以降、個別に配付されることとなります。マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続で利用されることとなっており、具体的には、税務関係、社会保障関係の書類において、マイナンバーの記入が求められることとなります。

これにより、全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されるため、業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となります。

つきましては貴団体におかれても、関連資料の配付や機関誌への掲載等により、会員企業等に対してマイナンバー制度開始に向けた準備を早急に開始するよう働きかけをお願いします。ご参考までに、事業者向けの周知文書例（別紙）と広報資料を添付いたしますので、ご活用頂けると幸いです。

以上、何卒ご協力よろしく願いいたします。

別 紙

事業者の皆様へのお願い ～マイナンバー制度の開始を控えて～

<マイナンバー制度の概要>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成 28 年 1 月 1 日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付番されるとともに、番号を記載したカードが、平成 27 年 10 月以降、個別に配付されることとなります。マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続で利用されることとなっており、具体的には、税務関係、社会保障関係の書類において、マイナンバーの記入が求められることとなります。

これにより、全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されるため、業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となります。

<円滑なマイナンバー導入のために>

- ・マイナンバー導入に向けた取組みの必要性を認識して、国や業界団体から発信される情報を注視してください。
- ・社内における業務体制や給与システム改変の必要性を早期に判断してください。
- ・従業員からマイナンバーを確実に取得するために、従業員が市区町村から送られるマイナンバーの通知カードを確実に受け取るように従業員に対して周知を行ってください。

<お問い合わせ先等>

- ・マイナンバーコールセンター
0570 - 20 - 0178（全国共通ナビダイヤル）
受付時間：平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く）
- ・社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・特定個人情報保護委員会ホームページ（ガイドライン）
<http://www.ppc.go.jp/>
- ・政府広報ホームページ（国民向け）
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/>